

鎌ヶ谷市自治会連合協議会会費規程

(趣旨)

第1条 鎌ヶ谷市自治会連合協議会規約第29条に基づき、同規約第27条に定める会費について必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 自治会員及び理事は、会費を納入しなければならない。

- (1) 自治会員の会費は世帯を単位とし、年会費100円とする。
- (2) 理事の会費は、1年間11,000円とする。

(会費の納入)

第3条 自治会員の会費の世帯数は、当該年度における4月1日現在の世帯数届に基づき、定期総会後の6月理事会において地区自治会に書面により通知する。

- (1) 自治会員の会費は、7月末日までに鎌ヶ谷市自治会連合協議会に納入する。
- (2) 理事の会費は、11月末日までに鎌ヶ谷市自治会連合協議会に納入する。
- (3) 会費の返還はしない。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議を経て定める。

附 則

この規程は、令和7年1月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。